

喜多方市立小学校小規模特認校実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を行っている小規模な市立小学校において教育を受けることを希望する者に対し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条及び喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、就学すべき小学校の指定を変更することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める小学校（以下「小規模特認校」という。）は、喜多方市立上三宮小学校とする。

(対象児童等)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる児童は、次の条件を全て満たす小規模特認校の通学区域外の新入生及び小学校に就学する全学年の在校生とする。

- (1) 保護者及び児童がともに喜多方市に居住していること。または、第4条で規定する期日までに、喜多方市に転入する見込があること。
- (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動等に賛同し、積極的に協力できること。
- (3) 保護者が、安全な交通手段により児童を通学させることができ、通学に要する経費を負担できる者であること。
- (4) 特別な教育的支援が必要でないこと。

(就学時期及び就学期間)

第4条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとする。

(面談)

第5条 小規模特認校への指定の変更を受けようとする保護者及び児童は、次条の申請前に、小規模特認校の教育活動を見学し、小規模特認校長の面談を受けるものとする。

- 2 小規模特認校からの指定の変更を受けようとする保護者及び児童は、第9条第2項の申請前に、小規模特認校長の面談を受けるものとする。
- 3 小規模特認校長は、面談の内容、結果を教育委員会に報告することとする。

(申請)

第6条 小規模特認校への指定の変更を受けようとする保護者は、別に定める時期までに、小規模特認校への指定変更申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

(承認及び通知)

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、小規模特認校長及び指定小学校長と協議の上、その内容を審査し、小規模特認校への指定変更の承認について判断するものとする。

2 教育委員会は、指定を変更する場合には、小規模特認校への指定変更承認通知書(様式第2号)により保護者に通知するとともに、小規模特認校への指定変更通知書(様式第3号)により小規模特認校長及び指定小学校長に通知するものとする。

(中学校入学)

第8条 小規模特認校への指定変更の承認を受けた児童が、中学校に入学する際において、希望する場合は、在学する小規模特認校区の中学校に入学することができるものとする。

2 前項の場合は、就学指定校変更の手続きを行わなければならない。

(承認取消及び通知)

第9条 教育委員会は、第3条の条件を満たさなくなった場合又は児童若しくは保護者の都合により小規模特認校への就学が困難になった場合には、承認を取り消すことができる。

なお、承認が取り消された児童に対しては、政令第5条第2項の規定により就学すべき小学校(以下「指定小学校」という。)を指定するものとする。

2 保護者は、小規模特認校からの指定変更申請書(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、小規模特認校からの指定変更承認取消通知書(様式第5号)により保護者に通知するとともに、小規模特認校からの小規模特認校からの指定変更通知書(様式第6号)により小規模特認校長及び指定小学校長に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。